

中央会月刊誌
中小企業
がごしま

2015
第718号

4

今月の特集

平成27年度税制改正のポイント！



鹿児島県中小企業団体中央会



ここは、
芋の
酒の
国。



華やかにして、美しき味わい。

産地呼称。
それは、信頼の証です。



「黒麹仕立て 桜島」は、
鹿児島県産さつま芋だけ
を使い、南薩摩で蒸留瓶
詰めされた生粋の「薩摩
焼酎」であることを公的機
関より認証されています。



南薩摩さつま芋仕込
桜島
さくらじま
黒麹仕立て

「黒麹仕立て 桜島」は、穫れ立ての
南薩摩産さつま芋を黒麹で丹念に
仕込み、芳醇な香りと深く濃い味
わいへと仕上げた生粋の薩摩焼酎。
焼き芋を思わせる香ばしさと、濃厚
なトロリとした甘さと旨さを持つ、
黒麹の特徴を存分に生かした本格
芋焼酎です。



CONTENTS

特集 平成27年度税制改正のポイント！	2
中央会の動き	6
● 組織の成果を3倍に高める方法を学ぶ ～組合事務局講習会を開催～	
● 効率的な山林整備と副産物の活用策について学ぶ研究会を開催 ～鹿児島県バイオフォレスト事業協同組合～	
● 原価計算と販売価格の設定について学ぶセミナーを開催 ～鹿児島県薩摩焼協同組合～	
トピックス	8
● 有限会社鹿児島ますや 経営革新計画承認	
新設組合紹介	10
● 協同組合加計呂麻農園 ～加計呂麻島の自然豊かな食の恵みを全国へ～	
インフォメーション	11
● 中央会事務局新体制についてのお知らせ	
● 平成27年度 決算相談会のご案内	
● かごしま産業おこし挑戦事業助成金・地域活性化企業家支援事業助成金のご案内	
組合運営のスペシャリストを目指そう！⑥ ～中小企業組合検定試験問題にチャレンジ～	14
教えてぐりぶー！組合運営	15
● 第13回「剰余金の配当」について	
業界情報	16
平成27年2月 情報連絡員報告	
倒産概況	18
平成27年3月 鹿児島県内企業倒産概況	
中央会関連主要行事予定	20

見る者を圧倒する 3D印刷技術

(レンチキュラー印刷)

レンズシートに印刷した絵柄を立体的にみせたり、見る角度によって画像イメージを変えたり動きを表現できる印刷技術です。チェンジや3Dを駆使した製品は、見る人に感動と驚きを与えます。

触れて感じる 疑似エンボス印刷技術

2種類の性質が異なるニスを使用することにより、エンボス調の凹凸をつくり、浮き出し効果を見せる事ができる印刷技術です。

安心安全の 抗菌印刷技術

抗菌とは、製品の表面における細菌の増殖を抑制するために、抗菌剤入りのインキやニスを印刷機に使い、衛生的な印刷物ができます。



〒891-1231 鹿児島市小山田町7276-3
TEL(099)238-5525 FAX(099)238-5534



平成27年度税制改正のポイント！

税制改正で事業活動を後押しします！

平成27年度税制改正では、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにしていく観点から、成長志向に重点を置いた法人税改革や地方創生に向けた税制措置が講じられました。

本特集では、この中から中小企業及び小規模事業者に関係の深い税制改正についてポイントを絞って解説します。

中小企業者等に係る軽減税率の維持、中小企業等への外形拡大の阻止 (法人税・法人住民税・事業税) 延長

- 今後のローカルアベノミクスの主役である、地域経済を支える中小企業等については、法人税率を15%に軽減する措置の適用期限を2年延長。
- 平成27年度税制改正において、中小企業等への外形標準課税の導入は阻止。

〈中小企業等に係る法人税率〉

改正概要 【適用期間：2年間（平成28年度末まで）】

- 中小企業等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている。
- 当該税率は、平成26年度末まで15%に軽減されており（租税特別措置）、平成28年度末まで、適用期限を2年延長する。

【平成27年度】

対象	法人税法における税率（本則）		租税特別措置法における軽減税率
中小企業等 (資本金1億円以下の法人)	年800万円以下の所得金額	19%	15%
	年800万円超の所得金額	23.9%	—
大企業 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.9%	—

〈中小企業等に係る外形標準課税〉

- 平成27年度税制改正において、中小企業等への外形標準課税の導入は阻止。

平成27年度税制改正大綱

- 外形標準課税の適用対象法人のあり方についても、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。



しま “郷土のくらしを見つめる”

奄美信用組合

理事長 安 忠雄
役職員一同

〒894-0025 奄美市名瀬幸町6番5号
TEL 0997-52-7111 FAX 0997-53-5211
<http://www.amamishinkumi.co.jp>



商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

延長

○平成29年4月に予定されている消費税率の再引上げに備えるべく、商業・サービス業を営む中小企業等が経営改善設備を導入した際の軽減措置を、所要の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。

改正概要 【適用期間：2年間（平成28年度末まで）】

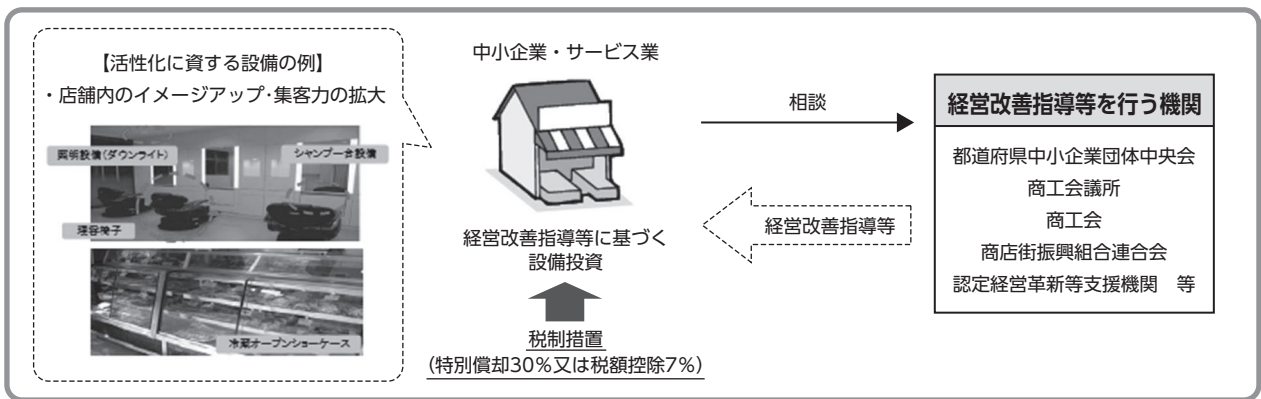
○本税制は商業・サービス業を営む中小企業等が経営改善設備^(※1)を取得した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除^(※2)ができるものであり、その適用期限を2年延長する。

(※1) 経営革新等支援機関等（中央会等）による、経営改善に関する指導に伴って取得する下記の設備をいう。

- 1 台30万円以上の器具・備品（ショーケース、看板、レジスター等）
- 1 台60万円以上の建物附属設備（空調施設、店舗内装等）

(※2) 税額控除の対象法人は、資本金が3,000万円以下の中小企業等に限る。

【本税制のイメージ図】



* 本税制の対象者から認定経営革新等支援機関等を除外し、また、一部の対象設備については、消費税率引上げ対策と関係がないものを除外するなど、所要の見直しを行う。

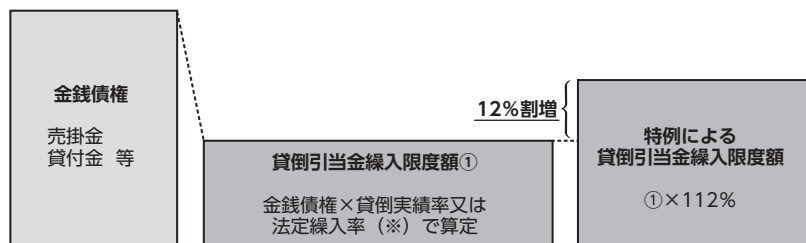
中小企業等の貸倒引当金の特例の延長 (法人税・法人住民税・事業税)

延長

○相互扶助の精神に基づき協同して事業に取り組む事業協同組合等が取引先の倒産により更に弱体化することや組合員や債権者へ連鎖的に影響を及ぼすことを防止することによって、組合の健全な発展と組合員の利益保護を図るため、中小企業等の貸倒引当金の特例について、適用期限を2年延長する。

改正概要 【適用期間：2年間（平成28年度末まで）】

中小企業等の貸倒引当金の特例（貸倒引当金繰入限度額の12%割増措置）について、適用期限を2年延長する。



(※) 法定繰入率

貸倒実績率を用いず、業種ごとに応じた数値を活用して引当金を算定する。資本金1億円以下の中小企業及び事業協同組合等が適用を認められている。

業種	繰入率
卸・小売業	10 / 1000
製造業	8 / 1000
金融・保険業	3 / 1000
割賦販売小売業	13 / 1000
その他	6 / 1000

貸倒引当金の活用事例

【A生コンクリート組合】

- 組合概要
事業内容：生コンクリートの共同受注
出資金額：1,500万円
- 事案の概要
取引先の倒産により、貸倒損失が発生。貸倒引当金を活用し、事業の停滞を回避。

【B木材組合】

- 組合概要
事業内容：木材の共同購買
出資金額：2,800万円
- 事案の概要
業績不振による組合員の倒産により、貸倒損失が発生。貸倒引当金を活用し、利益の平準化を図り、組合の経営悪化を回避。



研究開発税制の強化・重点化 (法人税・所得税・法人住民税)

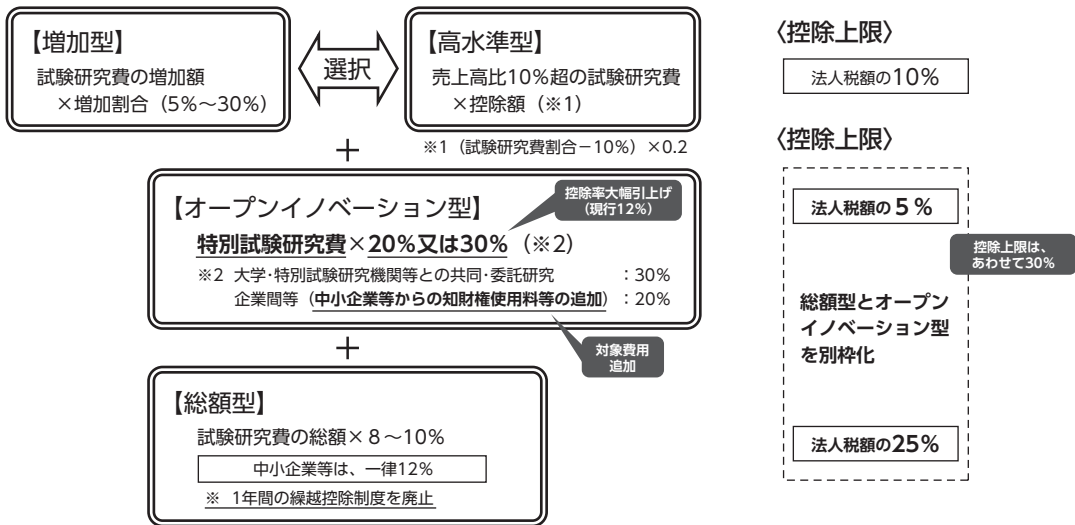
拡充・延長

○企業のオープンイノベーション (外部の技術・知識を活用した研究開発) を促進し、企業 (大・中堅・中小・ベンチャー企業)・橋渡し研究機関・大学等が各々の機能を発揮しつつ有機的に連携するイノベーション・ナショナルシステムの強化を図るため、控除率を大幅に引き上げるとともに中小企業等の知的財産権の使用料等を対象費用に追加するなど、オープンイノベーション型の抜本的拡充が実現。

改正概要

- オープンイノベーション型の抜本的拡充 (控除率大幅引上げ・控除上限別格化・対象費用拡大) (恒久措置)
- 総額型とオープンイノベーション型を合わせ、控除上限30%の確保 (総額型25%+オープンイノベーション型5%) (恒久措置)
- 繰越控除制度は廃止。

新制度



課税ベース拡大：受取配当益金不算入制度の縮減

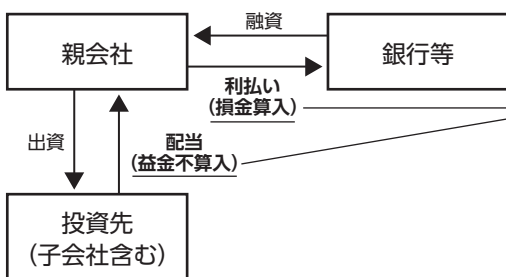
- 受取配当益金不算入制度 (※) について、現行の持ち株比率の基準を見直し、5%以下の場合は 20%、1/3 以下の場合は 50%、それぞれ益金不算入となる。
 - 一方、1/3 以下の株式からの配当についての**負債利子控除を廃止**することで、**企業の負担を軽減**。
- (※) 法人が内国法人から配当を受けた場合、その全部又は一部の金額を、税法上益金に算入せず、その法人の税負担を緩和する制度。

改正概要 ○受取配当益金不算入制度については、下記のように見直しされる。

〈現行〉		〈平成27年度以降〉	
持ち株比率	益金不算入割合	持ち株比率	益金不算入割合
25%未満	50%	5%以下	20%
25%以上	100%	5%超1/3以下	50%
		1/3超	100%

負債利子控除の廃止

〈負債利子控除制度について〉



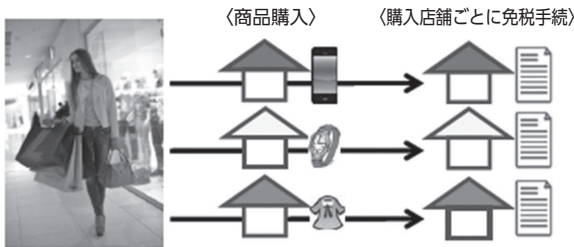
銀行等からの借入金 (負債) で株式を購入する場合、その負債利子を親会社の損金に算入 (非課税) できる一方、その配当金について益金不算入 (非課税) にできると、二重に恩恵を受けてしまう。そうした状況を防ぐために、負債利子相当分については益金不算入としない (益金とみなす) 仕組みが「負債利子控除制度」。



地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税店の拡大（商店街・ショッピングセンター等）（消費税・地方消費税） **拡充**

- 訪日外国人による日本での買物の消費額は増加傾向にあり、平成26年に消費税免税対象物品を消耗品（化粧品類等）も含めた全品目に拡大するといった環境整備が進む中で、その需要を取り込むため、商店街等において、各免税店が第三者に免税手続を委託（ワンストップ化）することを可能とすることにより、各店舗での手続負担を大幅に軽減。
- これにより、外国人対応について、語学力等の不安がある地方の中小企業等も含め、免税店の拡大が見込まれる。

現行制度 免税販売を行う場合、個別店舗ごとに免税手続を行う必要がある。



【外国人観光客で賑わう商店街や観光地等】



改正概要

- 商店街やショッピングセンター等において、各店舗の事業者が行う免税販売に係る手続を第三者に委託（ワンストップ化）することを可能とする制度を創設する。
- 免税手続を委託している複数店舗での購入額を合算して、免税販売の対象とすることを可能とする。

↓

店舗における負担を軽減するとともに、外国人観光客等が個々の店舗毎に免税手続を行う煩雑さが解消され、免税制度の利用が促進される。



免税カウンターで一括手続が可能に！

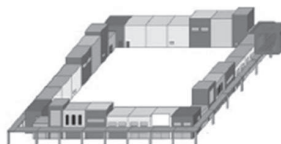
(参考) 主な活用事例

■ = 免税手続委託カウンター（一括カウンター）

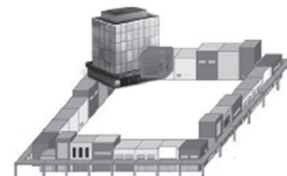
【事例1】
一の建物（ショッピングセンター等）内に一括カウンターを設置



【事例2-1】
商店街内に一括カウンターを設置

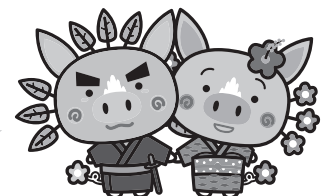


【事例2-2】
商店街内に一括カウンターを設置（商店街及び商店街に含まれる大型店舗が共同で利用）



※一括カウンターでは、免税販売の対象となる下限額を、各店舗における一般物品・消耗品の別にそれぞれ合算した額で判断することが可能。
 ※「一の建物」とは、大規模小売店舗立地法に規定する「一の建物」をいう。
 ※一括カウンターを設置することが可能な商店街は、「商店街振興組合法に基づく商店街振興組合」又は「中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合」の法人組織とする。

平成27年度税制改正の詳細は、以下のHPをご参照ください。
 《中小企業HP》
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2015/150106ZeiseiKaisei.htm>
 《経済産業省HP》
http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fv2015/index.html





～組織の成果を3倍に高める方法を学ぶ～ 組合事務局講習会を開催

3月6日、鹿児島市の「アーバンポートホテル鹿児島」で、組合事務局講習会を開催した。

講師に株式会社ハイブリッドコンサルティングのディレクターである松島準矢氏を招聘し、「組織の成果を3倍に高める方法～職場の社員達の効率化に向けたフレームワーク思考強化～」と題して講演が行われた。

▷ 「段取り」について

会議開催に向けて段取りを行う場合、開催日、時間、場所、参加人数、支払いなど様々な事柄を決定する必要があるが、その際はマクロ的視点として「①目的：何のために会議を開催するのか、②目標：どうすればこの会議は成功するのか、③作業範囲：何をどこまでやれば終了するのか」の3つの視点に留意することが重要である。また、段取りの基本サイクルとして「GP DCA」がある。「G」はゴール設定のことで、業務の目的や目標期限を明確化することである。通常の「PDCA」に「G」を加えることにより目標が明確になり、無駄な作業の削減に繋がる。



▷ 「MECE (Mutually Exclusive Collectively Exhaustive)」について

MECEとは、「モレなく、ダブリなく」という意味で、ヌケやモレを減らすために有効なロジカルシンキングの一手法である。モレが生じれば機会の損失、ダブリが生じれば効率性の低下に繋がる。そこで、「①数式で考えて分解する。《例》利益=売上-コストであるため、利益を売上とコストに分解する。②プロセスで分解する《例》製造業において欠陥品の発生原因を究明する場合、設計→資材の検品→施工→検査→メンテナンスといった業務プロセスに分解する。③図示して分解する。《例》会議で結論が出ない場合、自分、出席者、会議の環境や仕組み等どこに問題があるのか分解する。」の3つのパターンに分解し、いかにモレなく、ダブリなく分けるかが重要である。また、人間関係やチームのあり方・部署やコミュニケーションに関するものは、図示して考えるとよい。

▷ 「優先順位のつけ方」について

業務の優先順位のつけ方には2つのパターンが考えられる。1つ目は「重要度と緊急度」で、「重要度と緊急度が高い」ものが優先順位が1番高く、「重要度が高く」かつ「緊急度が低い」もの、「重要度が低く」かつ「緊急度が高い」ものが2番目となる。ここでのポイントは、「重要度が高く」かつ「緊急度が低い」ものをいかに緊急度を高めないかであり、そのためには、隙間時間を有効活用し、少しずつ進めておくことが重要である。

2つ目は、「難易度と効果」で、「難易度が低く」かつ「効果が高い」ものが優先順位が1番高く、「難易度が高く」かつ「効果が高い」ものが2番目となる。つまり、得られる効果に大差がなければ、難易度の低い方から取り掛かるのが鉄則である。

最後に講師は、「今回の内容は業務の効率化に直結するので、今後の業務に積極的に活用していただきたい。」と述べ、講習会は終了した。



効率的な山林整備と副産物の活用策について学ぶ研究会を開催 ～鹿児島県バイオフィレスト事業協同組合～

3月17日、鹿児島市の「奄美の里」で、鹿児島県バイオフィレスト事業協同組合（増田信明理事長）を対象に、環境リサイクル研究会を開催した。

講師に株式会社松岡林産代表取締役の松岡明彦氏（西都児湯素材生産事業協同組合理事長）を招聘し、「効率的な山林整備と副産物の有効活用法について」と題して講演が行われた。

松岡氏は「これまで素材生産業界では、基本となる指針や手引きが無く、各事業者の裁量で伐採から後始末まで一連の作業が行われていたが、環境に配慮した素材生産を行い、林業が社会に認められる業界になる必要がある。」と述べ、「効率よく山林整備を行うためには、従業員の教育はもちろんのこと、間伐地の状況に合わせて使用する機械を使い分けることが重要である。また、整備中に生じた副産物を細かなチップに加工し、バイオマス事業に活用できれば、組合の収益アップに繋がるだけでなく、限りある資源を有効活用できる。」と自身の経験を元に事業活性化に向けてアドバイスをを行った。

引き続き行われた意見交換会では、現在抱えている問題や資材価格の現状、今後の展望など活発な議論が交わされた。



本会では、上記のように「**環境リサイクル**」や「**組合間連携**」、「**経営強化**」等をテーマにした研究会の開催など、様々な**組合活性化**支援事業を行っています。

「このような研修会をしたい！講師を呼びたい！しかし予算が…。」とお悩みの方は、当会までお気軽にご相談ください。



原価計算と販売価格の設定について学ぶセミナーを開催 ～鹿児島県薩摩焼協同組合～

3月2日、鹿児島市の「鹿児島県青年会館艸舎」で、鹿児島県薩摩焼協同組合（西郷隆文理事長）を対象に、「消費税の適正かつ円滑な転嫁に向けて～原価計算と販売価格の設定について～」と題して消費税転嫁対策セミナーを開催した。

税理士法人鹿児島さくら会計副所長の貫見昌良税理士が、原価設定が難しい陶芸の組合員向けに売上原価の考え方や原価計算の求め方について講義を行った。

貫見氏は、適正な単価設定を行うことの重要性を説明し、すぐに実務で活用できる手法としてボックス図を利用して単価を求める方法を紹介した。また、商品在庫や仕掛品等の現状を正確に把握するためには、原価計算が必須なことや、棚卸しは帳簿上ではなく実地棚卸を複数人で行うことが望ましいことなど、適正な価格設定や在庫管理を行う上でのポイントを伝えた。

質疑応答では、多くの出席者から質問が寄せられ、原価計算の重要性と自社の経営を見直す良い機会となった。





有限会社鹿児島ますや 経営革新計画承認

～全国的にも珍しい長期間常温保存が可能な健康に優しい無添加ウインナー等の開発・販売～

有限会社鹿児島ますや（姶良市・米増昭尚社長）は、3月19日付けで鹿児島県知事から経営革新計画の承認を受けました。

同社は設立以来、一貫して無添加加工食品の製造販売を行うことで順調な成長を遂げてきましたが、数年前に突如発生した口蹄疫や鳥インフルエンザによって、大きな風評被害を受けてしまいました。

このたび、中央会から経営革新計画の承認制度の説明を受け、「自社の経営力向上に加えて、これまで共に歩んできた一次産業者の活性化に大きく貢献したい」との強い思いから、即座にチャレンジを決意しました。同社のこれまでの取り組みや経営革新計画策定までの経緯等について紹介します。

▷ 創業のきっかけと食の安心安全へのこだわり

平成8年「有限会社鹿児島ますや」を設立し、黒豚肉の卸売や食肉加工事業を開始した。

当初は何の疑いもなく食品添加物を使用していたが、家族が重度のアトピー性皮膚炎を患った際に、無添加に切り替えた結果、劇的に回復の兆しが現れたことから、経営方針を大きく転換し、一切の化学調味料等の使用を止める決意をした。

数年に及ぶ長い研究開発の中で、植物から抽出したミネラルや塩水を使用し、塩水の濃度を適宜調整することで、肉本来の旨みを醸し出すハムやソーセージの製造ができることを発見した。また、味付けには北海道羅臼産昆布だけを使用し、精製塩の代わりにミネラル豊富な天然塩を活用することで、素材の素晴らしさを活かした健康に優しい加工食品の商品化に成功した。

また、原料肉へのこだわりを貫き、県内で評価が高い5農家と契約を結び、広々とした土の上を歩き回り、サツマイモを十分に与えられた短鼻豚の黒豚を原料としている。その結果、旨味や甘味が抜群の豚肉生産を実現できたことから、平成15年頃より



米増社長

取引先はもちろん直営レストラン（店名：豚珍館）でも徐々に認知度が高まってきた。

▷ 口蹄疫や鳥インフルエンザの発生による風評被害の発生

平成16年に国内では79年ぶりとなる鳥インフルエンザが山口県で発生し、瞬く間に全国に広がった。風評被害は長期に及び、ようやく痛手から回復しかけた平成22年には、宮崎県で豚等の口蹄疫が流行し、約29万頭が殺処分されるなど畜産関係者に大きな衝撃が走った。

同社でも最大の出荷先が倒産に陥り、また風評を懸念する大都市圏の百貨店等から次々に取引中止を通告される中、売上高は大幅に減少し、厳しい経営を余儀なくされた。



▷ 事業活性化に向けた取り組み

このような厳しい環境下にあっても、同社は無添加製法を貫き、社長自らが先頭に立って県内外の百貨店等を訪問し、本県畜産の安全性や当社製品のこだわり等について訴えてきた。

また、社長の高い技術力が評価され、南薩食鳥株式会社（南九州市）の技術顧問に就任し、合成添加物を使用しない鶏肉ウインナーを開発した。本商品は、豚肉を食べないイスラム教徒から高い評価を受け、ドバイのエミレーツ航空の機内食に採用されている。

さらに、中央会の補助事業を活用して、鹿児島県オーストリッチ事業協同組合（鹿屋市）と連携し、全国で初めて無添加ダチョウ肉ウインナーの商品化にも成功した。

このように技術指導を通じて構築されたネットワークは、全国各地に広がっているが、引き続き一次産業との強固な連携で積極果敢に事業展開を図っていくためには、自社経営状況の再評価や中期目標を明確にし、目標達成のための計画策定や支援策を活用することが極めて有効との指導を中央会指導員から受け、経営革新計画承認に向けて果敢に取り組むことになった。

▷ 経営革新の取り組み内容と期待できる効果

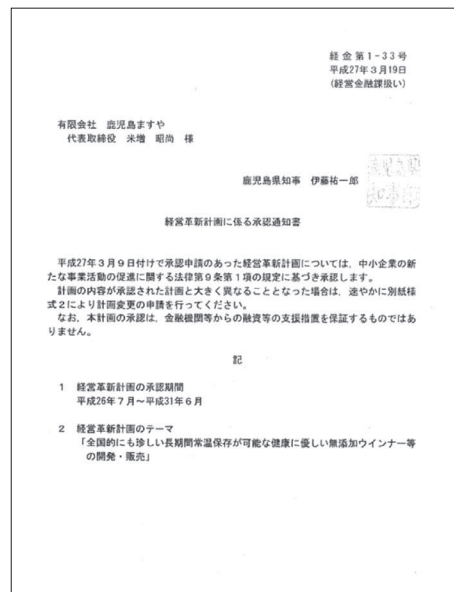
同社のウインナー等は添加物を一切使用しないため、冷蔵品は賞味期限を最大で10日程度しか設定できない。

このため、取引先である百貨店や小売店から、長期間常温で保存可能な無添加ウインナーの開発について強い要請を受けてきた。

そこで、今回レトルト釜等の設備を導入し、6ヶ月ほど常温保管が可能なレトルト無添加ウインナー等を開発することで、取引先や一般消費者のニーズに最大限応えようとしたものである。

核家族化が進行する中、長期保存可能商品が歓迎されることから、お歳暮等のギフト商品取扱量増加も見込まれ、また災害時の備蓄食品としても引き合いが来ている。

全社一丸となって新商品開発に向けた経営革新に取り組むことで、同社の経営力向上はもちろん、一次産業の振興にも大きな貢献ができると期待している。



経営革新計画承認通知書

《有限会社鹿児島ますやの概要》

- 代表取締役：米増昭尚
- 従業員数：25人
- 事業：無添加加工食品の製造販売、飲食店の経営
- 所在地：鹿児島県始良市宮島町29-3
 (豚珍館：始良市西餅田303-1)
 TEL：0995-66-4186 FAX：0995-67-0904
<http://www.kurobuta-ichiban.co.jp/>





新設組合紹介 「協同組合加計呂麻農園」設立 ～加計呂麻島の自然豊かな食の恵みを全国へ～

3月23日、協同組合加計呂麻農園が設立されました。同組合は、首都圏などの大消費地に向け、自然豊かな加計呂麻島の農産物や加工食品等の共同販売事業を主に実施します。

設立に際して、皿井理事長は「奄美大島の南部に位置する加計呂麻島は、農業と漁業が主な産業ですが、豊かな自然で育まれた無農薬野菜等の生産者は年々減少しています。

その一方で、消費者の食の安全意識や健康意識の高揚により、加計呂麻島産の農産物・加工品の需要は高まる傾向にあります。

今までは任意団体で活動してきましたが、このたび中央会の協力と支援のもと、スケールメリットによる販売力強化や対外信用力向上を図るために協同組合を設立しました。

共同販売事業を通じて大都市圏のデパート等へ農産物や加工食品の販売を行うことで、消費者の需要に応えるとともに、地域経済の振興・発展に大きく貢献できるよう、組合員一同が力を合わせて頑張る予定です。」と抱負を述べました。



皿井理事長と組合員の皆さん



組合が販売する野菜の詰め合わせ

【組合プロフィール】

名 称：協同組合加計呂麻農園
 所 在 地：鹿児島県大島郡瀬戸内町西阿室96番地
 代表理事：皿井明日夏
 組合員数：6人
 主たる事業：農産物や加工食品等の共同販売
 H P：http://www.kakeroma-farm.com/

【設立担当指導員から一言】

組合設立おめでとうございます！
 組合員が一体となり、協同組合の特性を活かして瀬戸内町の素晴らしい食の魅力を広めてください。今後とも応援していきます！

(F.Y)



たい かい 大湊酒造株式会社

〒893-0016 鹿児島県鹿屋市白崎町 21 番 1 号
 TEL 0994-44-2190(代) FAX 0994-40-0950

●未成年者の飲酒は法律で禁じられています。 ●健康のため、飲み過ぎに注意しましょう。 ●妊娠中・授乳期の飲酒はお控え下さい。 ●飲酒運転は絶対やめましょう。



中央会事務局新体制についてのお知らせ

中央会事務局の平成27年4月からの新体制は下記の通りです。「総務企画課」、「組織振興課」、「連携情報課」、「ものづくり・起業・創業支援センター」の4つのセクションが一体となって中小企業活性化の支援に取り組んで参ります。

鹿児島県中小企業団体中央会事務局 組織図

平成27年4月1日現在

事務局長 永田 福一

総務企画課	組織振興課	連携情報課	ものづくり・起業・創業支援センター
課長 福山 賢志	課長 中島 拓郎	課長補佐 坂本 和俊 (課長代行)	支援センター長(兼) 水口 靖雄
課長補佐 愛甲 勝彦	上席指導監 堀之内 一郎	上席指導監 水口 靖雄	支援センター次長 上詣 孝一
主事 堀苑 剛	係長 東 恒久	兼支援センター長	ものづくり補助金担当 今村 洋一
主事 重村 裕美	主事 鶴木 寿英	上席指導監 山下 弘文	上原 達也
主事 小川 万里	主事 柳元 藤樹	係長 市来 真一	養部 七恵
主事 下田 愛美	主事 川村 昇平	主事 中山 佳織	創業補助金担当 時任 博幸
		主事 松山 哲久	桑水流佳奈子
		主事 田中 海斗	

〔総務企画課〕

庶務、補助金・会計、情報整備・情報化、地域別交流懇談会、九州・全国大会、組合士協会、政府三共済（中小企業倒産防止共済・小規模企業共済・中小企業退職金共済）、特定退職金共済

〔組織振興課〕

組合設立、組合の運営・実務に関する支援、組合の情報化に関する支援、組合間連携、異業種間連携、活性化情報誌発行、官公需、事務局協議会、食品産業協議会

〔連携情報課〕

組合の連携強化、機関誌発行・情報提供、情報連絡員・景況調査、小企業者組織化指導事業、金融相談、後継者育成に関する支援、商店街に関する支援、青年部会、女性部会、県商店街振興組合連合会、外国人技能実習生受入組合連絡協議会

〔ものづくり・起業・創業支援センター〕

ものづくり補助金・創業促進補助金に関する支援

これが 鹿児島 の 芋焼酎。

大口酒造株式会社

鹿児島県伊佐市大口原田643 TEL 0995-22-1213(代)

飲酒は20歳を過ぎてから。飲酒運転は法律で禁止されています。
妊娠中や授乳期の飲酒は、胎児・乳児の発育に影響するおそれがありますので、気をつけましょう。



平成27年度 決算相談会のご案内

地 区	日 程	会 場	時 間
南 薩 地 区	5月12日(火)	南さつま商工会議所	10時～16時
	5月13日(水)		10時～16時
大 隅 地 区	5月14日(木)	鹿屋商工会議所	10時～17時
	5月15日(金)		9時～16時
川 薩・北 薩 地 区	5月19日(火)	川薩電気工事工業協同組合	10時～17時
	5月20日(水)	出水商工会議所	9時～16時
大 島 地 区	5月19日(火)	大島支庁別館	13時～17時
	5月20日(水)		9時～15時
熊 毛 地 区	5月19日(火)	西之表市商工会	13時～17時
	5月20日(水)		9時～15時
さ つ ま 地 区	5月21日(木)	さつま町商工会	10時～16時
	5月22日(金)		10時～16時
鹿 児 島 地 区	5月7日(木) ～ 5月29日(金)	中央会会議室 【土・日・祝・中央会総会日(5/26)除く】	

開 催 場 所	住 所
南さつま商工会議所	南さつま市加世田本町23-7
鹿屋商工会議所	鹿屋市新川町600
川薩電気工事工業協同組合	薩摩川内市西開聞町182
出水商工会議所	出水市本町7-16
大島支庁別館	奄美市名瀬永田町17-3
西之表市商工会	西之表市栄町2
さつま町商工会	薩摩郡さつま町宮之城屋地1531
鹿児島県中小企業団体中央会	鹿児島市名山町9-1



相談の際には、あらかじめ希望の日時等をご連絡の上、下記の帳簿等をご持参下さい。

- ・ 決算関係書類
- ・ 元帳、補助簿等決算内容の参考となる帳簿類
- ・ 受取預金利息、受取配当金等源泉徴収所得税に関する計算書
- ・ 前年度の法人税、県市町村民税及び消費税の申告書(控)
- ・ 当年度の法人税、県市町村民税及び消費税の申告用紙

【お問い合わせ先】 中央会 組織振興課
TEL 099-222-9258 FAX 099-225-2904



かごしま産業おこし挑戦事業助成金・ 地域活性化起業家支援事業助成金のご案内

かごしま産業おこし挑戦事業は、下記のような県内中小企業のチャレンジを支援し、地域の活性化を図ることを目的に創設され、最長3年、対象経費の一部を助成します。

- ◇ 自動車・電子・食品などの分野に新たに参入したい
 - ◇ 農林水産物・特産品・観光資源等（地域資源）を活用して起業したい
 - ◇ 新商品等を開発するために事前に調査したい
 - ◇ 新商品等を県外・海外の展示会に出展したい
- 補助率等：対象経費の2/3以内（年間50万円から3年間で最大1,200万円まで助成）

《募集期限》

平成27年5月8日（金）

NEW

地域活性化起業家支援事業は、県内の過疎地域等で卸・小売業、サービス業を開業予定、又は開業2年以内の企業等を対象に、内外装の工事費や事務所の使用料など初期投資等に係る費用の一部を助成します。

＜起業促進支援事業＞

助成対象期間内に起業予定の方に対し起業に必要な初期投資を支援。

- 補助率等：2/3以内 上限50万円
- 対象経費：店舗改装経費、光通信回線の整備等

＜スタートアップ支援事業＞

起業2年未満の者に、創業初期に必要な経費を支援。

- 補助率等：2/3以内 上限200万円
- 対象経費：オフィス賃料、人件費、設備費等

《募集期限》

平成27年5月15日（金）

※事業の詳細な内容は以下のホームページでご確認いただくか、（公財）かごしま産業支援センターまでお問い合わせください。 <http://www.kric.or.jp>

【お問い合わせ先】

公益財団法人かごしま産業支援センター
〒892-0821 鹿児島市名山町9-1
産業振興課 電話 099-219-1272 ikusei@kric.or.jp

弊社はおかげ様で60周年を迎えます

株式会社 近畿日本ツーリスト九州

個人旅行・グループ旅行
何なりとご相談下さい

近畿日本ツーリスト

鹿児島支店 支店長 藤本 邦夫

〒892-0828

鹿児島市金生町4-10 アーバンスクエア鹿児島ビル3F
TEL:099(223)3205 FAX:099(239)8159
営業時間：平日9:30~17:15 土日祝休み



組合運営のスペシャリストを目指そう!⑥ ～中小企業組合検定試験問題にチャレンジ～

次に掲げた文章について、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律上、正しいものには○印を、誤っているものには×印を記入してください。

(解答はP20に記載)

- 1 組合が共同施設建設のために借入をする際に、連帯保証した理事であっても総会の議決権は1票しか与えられない。
- 2 企業組合と協業組合は株式会社への組織変更が可能だが、事業協同組合はできない。
- 3 事業協同組合の利用分量配当は、組合員がその事業を利用した分量に基づく配当であり、税務上損金に算入できる。
- 4 中小企業組合における相互扶助とは、単独では不足する経営資源を協同の組織により相互に補完することを基本理念とする助け合いのことである。
- 5 理事会の決議に特別の利害関係を有する理事は、その議決に参加することはできないが、意見陳述の機会是与えられる。
- 6 組合は、加入申込者に対してその時の財政状況により、出資金の割り当てを増減することができる。
- 7 組合員が自由脱退するときは、一般に90日前に予告して年度末に脱退が成立し、年度末の財産が通常総会で承認された時点で持分払戻請求権を取得する。
- 8 組合の定款には「経費の分担に関する規定」(企業組合・協業組合を除く)を記載しなければならない。
- 9 中小企業者が相互扶助を目的に組織した組合の行為には、独占禁止法の規定は適用されない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、適用される。
- 10 組合は業務の執行及び会計に関する規定について規約に定めることができ、規約は理事会の議決により定めることができる。

【平成26年度中小企業組合検定試験組合制度第4問】

中小企業組合士制度は、中小企業組合に従事する役職員の資質の向上を図るため、その職務の遂行に必要な知識に関する試験(毎年12月に実施)を行い、合格者の中から一定の実務経験を有する者に対して、「中小企業組合士」の称号を与える制度です。皆様の積極的なチャレンジをお待ちしています。



【お問い合わせ先】 中央会 総務企画課
TEL 099-222-9258 FAX 099-225-2904



教えてぐりぶー！組合運営

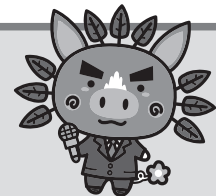
第13回「剰余金の配当」について



当協同組合では、決算を行ったところ予想以上の利益を計上しました。

そこで、組合員に配当を行いたいと考えていますが、配当の種類や条件等について教えてください。

はい！お答えします！



- ◆ 剰余金の配当には、「出資配当」と「利用分量配当」の2種類があり、中小企業等協同組合法の規定によって利益準備金と教育情報費用繰越金を積み立て、さらに定款による特別積立金の積み立てを行った後に配当できることが規定されています。
- ◆ 「出資配当」は、総会決議により年一割を超えない範囲で払込済出資額に応じて行うことができます。
- ◆ 「利用分量配当」は、組合員が共同事業を利用して生じた剰余分について、それぞれの利用分量に応じ、総会決議により組合員に配当することができます。利用分量配当は法人税法の規定により組合は「損金」に算入しますが、組合員は雑収入等に計上し、「益金」に算入する必要があります。なお、固定資産の処分や員外利用から生じた剰余金は、配当の対象となりません。

詳しいことは、中央会の担当指導員に聞いてほしいぶ～





業界情報（平成27年2月情報連絡員報告）

製造業

【味噌醤油製造業】

円安による輸入原材料高騰の状況は依然として変わっていない。増税による買い控え等の影響が続いているのではないかと思われる。

【酒類製造業】

（平成27年1月分データ）

（単位kl・%）

区分	H26.1	H27.1	前年同月比	
製成数量	7,058.7	5,344.1	75.7	
移出数量	県内課税	3,783.2	2,732.7	72.2
	県外課税	4,946.6	3,658.8	74.0
	県外未納税	3,125.4	2,605.4	83.4
在庫数量	223,752.0	241,054.8	107.7	

【漬物製造業】

原料不足で各社在庫減のため、売上の大幅ダウンが見込まれている。

【蒲鉾製造業】

円安の影響により、輸入している材料が高騰していることから、値上げの要請が多くなっている。大手商社は商品の値上げに踏み切ったが、県内の業者においては、売上が下降しているため中々値上げに踏み切れない状況となっている。2月の売上は、前年同月比でマイナス4%のダウンとなった。観光客の減少も売上ダウンの一因として考えられる。

【鯉節製造業】

2月は、前年同月よりも原料が高い状況で推移している。生産量に変化はないが、外国人技能実習生数が減少傾向である。

【菓子製造業】

2月はバレンタイン商戦時期のため、洋菓子店は工夫して取り組んだことで売上増につながった。一方、和菓子専門店については、思うように売上を伸ばすことが出来なかったようである。

【本場大島紬織物製造業（奄美地区）】

2月の生産反数は406反で対前年同月比マイナス72反であった。

【木材・木製品製造業】

木材需要の不振はもろに製材製品市況に陰りを落とし、過剰供給が追い打ちをかけて在庫量は増える一方である。原木丸太は、価格こそ落ち着いているものの製材製品の動きが鈍く、製材メーカーは買い控える悪循環となっている。今後、台頭する輸出やバイオマス発電に風向きが変わるのではないかと警戒感が増している。

【木材・木製品製造業】

年度末を迎え、公共工事の完成が急がれており、大型物件を請け負っている工務店等は大変忙しい状況である。ただ、一般住宅についてはあまり状況の変化はない。木材利用ポイントの受付も終了が近づいており、まだ申請が残っているところは留意する必要がある。政府も地方創生を声高に言っていることから、新年度は木材業界を取りまく状況が活性化することを期待したい。

【生コンクリート製造業】

出荷量は134,128m³で対前年同月比79.0%であった。特に減少した地域は鹿児島・串木野・川薩・出水・始良伊佐・垂水桜島・大隅・南隅・種子島・屋久島・奄美大島・奄美南部・甌島・沖永良部・喜界島、特に増加した地域は宮之城であった。前年度は同等の補正予算もあり、年間を通して切れ目のない事業執行があったが、今年度は官公需事業が大幅に減少しているため、県全体として対前年比が落ち込んでいる。

【コンクリート製品製造業】

2月度の出荷トン数は、13,759トンで前年同月比で81.7%となった。熊毛・奄美地区を除く県本土は、全て出荷量が減少しており、特に鹿児島・大隅地区は前年同月比で74%となっている。受注状況も芳しくなく、今後の発注が気掛かりである。

【印刷業】

九州地区印刷協議会の第2回定例会が鹿児島で開催される。内容は、印刷業経営動向実態調査結果の解説や合同分科会、各県情報交換等が予定されている。鹿児島での開催は10年ぶりである。





非製造業

【卸売業】

円安によって販売単価が上昇するも売上高は減少し、景況感は悪化のままである。購買人口の減少が進んでいる中、報道される「緩やかな回復基調」とは明らかに乖離がある。

【燃料小売業】

輸入原料価格は、対前月比で小幅に上昇したものの依然として低水準にある。遅れていた原料価格低下の小売料金への反映も拡大し、広い範囲で値下げの動きが出ている。需要期から不需求期へ向かう中で、原油価格がどのような動きをするか注目しているところである。

【中古自動車販売業】

年間を通じて、一番の需要時期を迎えたことで動きが出てきたようである。昨年の駆け込み需要には及ばないが、今後の更なる活発化に期待したい。

【青果小売業】

2月は対前月比94.5%、対前年同月比99.8%であった。

【農業機械小売業】

2月から3月にかけて春の需要期に入るが、農作業中のトラクターによる事故を未然に防ぐための話し合いがあった。農家も高齢化社会となっており、80歳代の死亡事故が繰り返されているのが現状である。まずは基本が大事であるため、今年もポスター・チラシ・ステッカー等を配布する予定である。

【石油販売業】

世界の原油の需給バランスが改善されない中で、シェールオイルの生産が鈍るとの思惑から価格は上げ基調に転じた。従って、小売業界の仕入も上げ基調となっている。しかし、現下の消費動向から売価への転嫁は厳しく、その結果マージンの縮小に陥っている。

【鮮魚小売業】

漁師の高齢化・大型店の進出・魚食離れ等の影響により、魚類市場の水揚げ量が減少している。この様な中、魚類市場の「いお・協力隊」の出前授業が小学校等で行われた。また、主婦層を対象に魚の調理講習会も実施している。平成26年度から取り組んでいる魚類市場の再整備計画を機会に、以前のような活気もどることを期待している。

【商店街（霧島市）】

商店街の2月の売上状況は、前年同月とほぼ同等であった。2月7日と8日に県内各地の商店街から、ご当地グルメNo.1を決めるShow-1グルメグランプリ本大会が開催された。鹿児島市外での初開催ということで、来場者数等に不安があったものの、3万2千人と過去5回の開催で2番目に多い結果となった。また、21日と22日には恒例の初市も開催されるなど、2月の国分市街地商店街は賑わいを見せた。

【商店街（薩摩川内市）】

業種によっては、若干回復してきたとの声が聞かれるようになった。

【商店街（鹿児島市/天文館地区）】

商店街全体として、売上高・来街者数ともに良好とは言えない状況であった。中国の春節効果を狙い、観光客に対して中国語表記を実施するなど試みたが、思った効果はなかったようである。核店舗であるマルヤガーデンズも4月の5周年に向けて約30店がリニューアルを実施している影響もあり、人の流れが普段より若干違ったようである。

【サービス業（旅館業/県内）】

2月は例年プロスポーツキャンプや学生のスポーツ合宿などがあり、売上増加が見込める月であるが、全体的に動きは低調で、前年比でも売上が減少している組合員の方が多いようである。今年中国の春節休みにて訪日した観光客が、前年より増加していることが伝えられるなど好調が期待されたが、その効果は一部にとどまったようである。

【美容業】

2月は全体的に売上が落ち込んだ。また、従業員の確保についても苦戦中である。人材を確保するには、給与等の待遇面を改善することが急務であるが、売上が減少している現状では難しい面がある。

【旅行業】

例年2月は厳冬期であり、団体旅行に大きく左右される事業所が増加している。その反面、個人の企画旅行中心の事業所は減少しており、旅行業界としては両極端な状況となっている。九州内の団体宿泊やU S Jが増加傾向である。東京方面のT D Rの件数は減少したものの、販売額は微増となった。

【建築設計監理業】

ホテルやマンションから耐震関連事業についての問い合わせや見積り依頼があるが、なかなか受注に結びつかない状況である。年度末の履行期限が迫り、受託業務の成果品納入の準備等に追われる毎日である。

【自動車分解整備・車体整備業】

2月の後半くらいから少しずつ忙しくなってきた。3月は年間で最も車検台数が多くなるが、軽自動車税の増税による影響が気掛かりである。

【電気工事業】

太陽光設備は、九州電力の買取り条件等の変更により、一時期不透明感があったが、小容量の物件については依然として好調をキープしている。官庁工事も一段落し、現在は新年度の物件待ちの状況である。

【造園工事業】

年度末を迎えて、年間の街路樹の仕上げ作業がほぼ完了し、資料等の提出準備・新年度の造園工事受注に向けて動き始める時期である。加えて、工事単価の向上についての業界からの要望書を市長に提出するなど、経営環境の改善につながるよう働きかけを行っている。

【建設業（鹿児島市）】

建設業に従事する人が年々少なくなり、工事施工の工程を組むことが厳しくなっている。公共工事費の地方への配分が減少傾向にあるようだ。

【建設業（曾於市）】

新年度の土木関係予算が発表されたが、昨年との比較で2億円ほど少なくなっているため、業界が景況悪化に追い込まれるのではないかと危惧している。

【貨物自動車運送業】

2月に入り、荷動きは昨年と比較すると減少した。また、庁舎移転の入札など大手企業のダンピングが続いており、県内貨物運送業は厳しい状況である。

【運輸業（個人タクシー）】

年末年始から殆ど状況としては変わっていないが、2月のタクシー利用客数は前年よりも増加している。



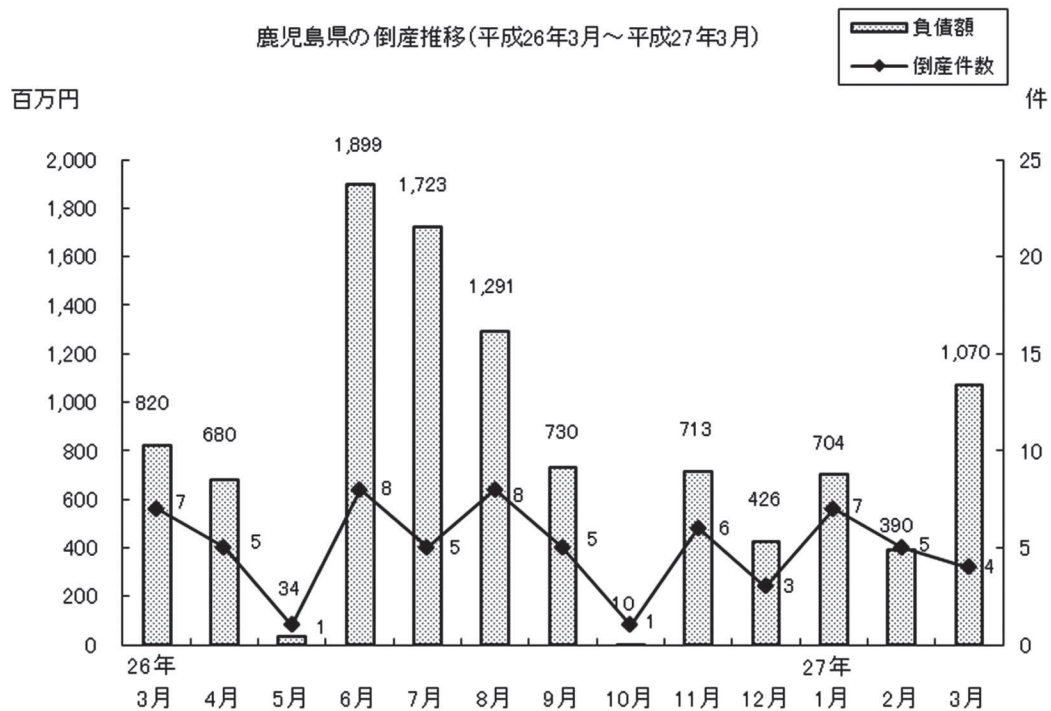
平成27年3月 鹿児島県内企業倒産概況

(負債額1,000万円以上・法的整理のみ)

(株)帝国データバンク 鹿児島支店

件数4件 負債総額10億7,000万円

〔件数〕 前年同月比3件減 〔負債総額〕 前年同月比30.5%増



【ポイント】 ～件数は平成27年に入り最も少なかったが、負債額は10億円を超える～

- ・ 3月の倒産件数は、前年同月比3件減の4件であったが、負債額は2億5,000万円増の10億7,000万円となった。
- ・ 主因別で見ると販売不振が100%であった。
- ・ 倒産の態様別で見ると破産3件、特別清算1件であった。

【各要因別】

- ・ 業種別では、「建設業」1件、「卸売業」1件、「その他」2件。
- ・ 主因別では、「販売不振」4件。
- ・ 資本金別では、「100万円～1,000万円未満」2件、「1,000万円～5,000万円未満」2件。
- ・ 負債額別では、「1,000万円～5,000万円未満」1件、「1億円～5億円未満」3件。
- ・ 態様別では、「破産」3件、「特別清算」1件。
- ・ 業歴別では、「3年～5年未満」1件、「20年～30年未満」1件、「30年以上」2件。
- ・ 地域別では、「霧島・始良地区」1件、「大隅地区」3件。



【今後の見通し】

3月の倒産件数は、前年同月を3件下回る4件であったが、負債額4億円を超える倒産が2件発生しており、負債額で見ると前年同月を2億5,000万円上回る形となった。

業種別で見ると特に偏りはなかったが、年度末に向けての工事量の増加もあって、建設業の倒産は1件に止まった。

平成27年に入り1月の7件から毎月倒産件数は減少する形になってはいるが、背景には地元金融機関の積極的な支援姿勢といったものも窺え、景気回復感は当地にまで及ぶ状況にはなく、製造業も含め人材確保に苦慮する企業も多く、引き続き減少傾向が続くとは判断し難い。

また、既に法的整理を視野に入れた状況にある企業も散見される。更に負の遺産整理といったものを目的に、経営不振に喘ぐ関連会社を整理する形の特別清算といったものも増加する可能性もある。円安が続くなかで、販売価格に転嫁できない製造業者も少なくないようであり、企業間での体力格差も顕著になるなか、倒産件数が今後とも減少傾向を辿るとの判断は下しかねる。

平成27年3月企業倒産状況（法的整理のみ）

企業名	業種	負債総額 (百万円)	態様
Y(有)	土木工事	130	破産
O(株)	養鰻	450	破産
(有)I	カンパチ養殖	40	破産
(株)N	製材	450	特別清算
4件			10億7,000万円

・ ☆ ・ ☆ ・ 平成27年国勢調査へのご理解とご協力をお願い ・ ☆ ・ ☆ ・

国勢調査は、国内に居住するすべての人及び世帯を対象とした国の最も重要な統計調査で、その結果は、各種行政施策のほか、国民の共有財産として、研究・教育活動、経済活動など広範囲に利用されています。

平成27年国勢調査では、従来の調査票（紙）による評価に加え、インターネットによる調査が導入され、パソコンやスマートフォンからの回答も可能になります。皆様のご理解とご協力をお願いします。



【お問い合わせ先】鹿児島県企画部統計課 099-286-2482



中央会関連主要行事予定

第60回中央会通常総会

平成27年4月	
28日(火) 16:00	鹿児島県中小企業団体事務局協議会総会 鹿児島市「ホテルレクストン鹿児島」
平成27年5月	
7日(木) 18:00	中央会青年部会総会 鹿児島市「ホテルパレスイン鹿児島」
8日(金) 16:30	中央会女性部会総会 鹿児島市「ホテルレクストン鹿児島」

■日 時 平成27年5月26日(火)
15:30(総会) 17:10(懇親会)
■場 所 鹿児島市「城山観光ホテル」

第67回中小企業団体全国大会

■開催日 平成27年11月20日(金)
■開催地 沖縄県
「沖縄コンベンションセンター」
(沖縄県宜野湾市真志喜4-3-1)

※ 現在、全国大会ツアーを企画中です。
詳細が決まり次第、ご案内します。

※決算相談会の日程については、12ページをご参照ください。

表紙・本文中で登場するぐりぶー・さくらと
その子供たちは鹿児島県のPRキャラクターです♪
© 鹿児島県ぐりぶー・さくら # 195



P14 組合のスペシャリストを目指そう!
～中小企業組合士試験問題にチャレンジ～の解答
1「○」2「×」3「○」4「○」5「×」
6「×」7「○」8「○」9「○」10「×」

編集後記

桜の季節も足早に過ぎ、新緑が美しい季節になりました。

私は、春の日差しがとても好きです。ほかほか陽気のもと、街中で色とりどりの花が咲いているのを見ると、心がほっと癒されます。

四月になり、新たな環境のもと、慣れない仕事に四苦八苦している方も多いのではないのでしょうか。日常の中でささやかな楽しみや癒しを見つけ、メリハリを持って仕事に取り組みたいものですね。
(連携情報課 中山)

美味しい時間を4つのレストランで



1階 カフェレストラン トリアン



2階 日本料理 七彩



13階 スカイラウンジ フェニックス



県庁18階 県庁レストラン ラテラス

鹿児島 サンロイヤルホテル

鹿児島市与次郎1丁目8番10号 Tel:099-253-2020



ホテル ⇄ 鹿児島中央駅・天文館

無料シャトルバス運行中!

お役立てください県共済



- ◆火災共済
- ◆自動車事故費用共済（まごころ共済）
- ◆生命傷害共済
- ◆医療総合保障共済・傷害総合保障共済
- ◆自動車総合共済（MAP）



県共済

鹿児島県火災共済協同組合

理事長 小 正 芳 史

〒892-0821 鹿児島市名山町9-1(産業会館) TEL (099) 225-4218
ホームページ <http://www.synapse.ne.jp/kenkyosai> FAX (099) 227-3595

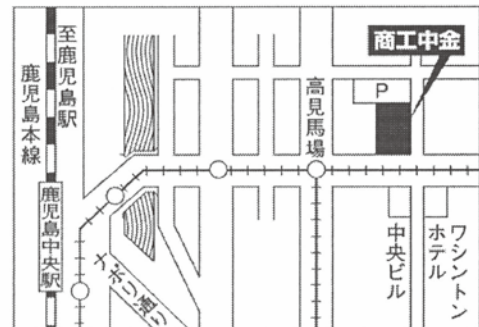
日本の明日へ 中小企業とともに。

話せるパートナー
商工中金です。

新型定期預金

マイハーベスト

- 🌱 有利な金利設定*
※当金庫内の商品と比較した場合
- 🌱 固定金利の半年複利
- 🌱 1年、2年、3年から期間が選べる



鹿児島支店 鹿児島市西千石町 17-24
TEL 099-233-4101

中小企業 PL保険制度

生産物賠償責任保険
(中小企業製造物責任制度対策協議会用)

商工3団体による中小企業会員のための全国制度

【中小企業のための専用商品設計による保険料】



請負業



飲食業

NEW

従業員による食品・医薬品への
異物混入に起因するリコールも補償対象!

充実補償リコール特約補償拡充!

さらに

『充実補償リコール特約』

『限定補償リコール特約』をご用意しています。

- ・製品不具合によるリコール件数は増加しています。
- ・ひとたびリコールを実施すると、その費用は数千万円となる場合があります。
- ・リコールを実施した場合、経営悪化の可能性がります。

この機会にぜひともご加入をおすすめします!



工事業



製造業



販売業

鹿児島県中小企業団体中央会

〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号 TEL 099-222-9258